平成２９年（フ）第３８号
宮崎県延岡市昭和町３丁目56の１　グランツ昭和Ｂ102号、住民票上の住所宮崎県延岡市北浦町宮野浦453番地
債務者　内田　四季
１　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第１８６号
神戸市北区君影町３丁目１番39―306号
債務者　浪花　和子（旧姓林田）
１　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２０２号
神戸市長田区重池町１丁目５番６号　コート上沢310号、従前の住所香川県高松市亀田南町429番地３　ピアパークⅠ―103
債務者　辻　　勝良（旧姓岡原）
１　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２９号
神戸市北区有野台２丁目９番地５―103号、従前の住所兵庫県西宮市山口町名来649番地３
債務者　三坂　文夫
１　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４９号
沖縄県那覇市古島２丁目16番地17　マンションアキ207
債務者　翁長　慶介
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９号
沖縄県名護市字伊差川227番地１　ヴィラ・ソレアード102号
債務者　上地しおり
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
那覇地方裁判所名護支部

平成２９年（フ）第３５号
沖縄県那覇市辻１丁目15番１―815号　琉食辻町マンション
債務者　伊良皆涼子（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２１３５号
東京都板橋区向原３丁目10―15―205
債務者　高木　由美
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１７１号
東京都目黒区原町１丁目18―３―106
債務者　伊藤マリ子
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９４号
東京都練馬区中村北３丁目22―10　友伸ビル４Ｆ
債務者　磯部奈緒美
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２１９８号
埼玉県さいたま市中央区本町東２丁目５―25―101
債務者　浅見　公一
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２４１号
東京都大田区多摩川２丁目24―10―311
債務者　石崎　　誠
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２４２号
東京都大田区多摩川２丁目24―10―311
債務者　石崎　昌美
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２５１号
東京都練馬区大泉町１丁目18―14―103
債務者　斗内　美紀
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６２号
東京都世田谷区宮坂３丁目36―６―107
債務者　寺島恵津子
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２２６５号
埼玉県朝霞市本町２丁目20―12―301
債務者　竹谷　光平
１　決定年月日時　平成29年３月31日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
５　免責審尋期日　平成29年５月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部